Keio Associated Repository of Academic resouces

nelo rissociated repository or reducinie resources		
Title	評価規約の規定要因 : 米山学説 (3)	
Sub Title	Valuation rule and two conceptual views of earnings : case of Yoneyama theory (3)	
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shōji)	
Publisher	慶應義塾大学出版会	
Publication year	2021	
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.64, No.1 (2021. 4) ,p.23- 43	
JaLC DOI		
Abstract	前2号で、米山学説の全体像を紹介したので、本号では、第1の論点である「事業資産」・「金融資産」分類に関する問題点の検討に入ろう。この点については、①この分類の成立可能性と、②この分類の役割に関する疑義とを俎上に載せなければならない。まず①であるが、「事業資産」については、のれんの獲得というメルクマールだけで定義されているのに、「金融資産」については、のれんの獲得を目指さないというメルクマールに加えて、市場価格の変動の期待というメルクマールが加えられているのである。こうした定義のアンバランスは、理論的にみて問題がある。そのため、何らかの是正が講じられなければならないが、その結果は、この分類の成立可能性に疑問を提起するのである。次に②であるが、米山学説では、「投資に寄せられた期待」が成果の捉え方を規定すると理解されている。この成果の捉え方の解釈いかんにもよるが、現行会計をもって、損益の原因を含む記録機構と考えるかぎり、「投資に寄せられた期待」(「事業資産」・「金融資産」分類)には、損益の性質を識別する役割も、予定されているはずなのである。しかし、もともと企業価値評価に由来している「事業資産」・「金融資産」分類に、はたして、損益計算上の損益を識別する能力など、あるのであろうか。そんな疑問が湧出するのである。	
Notes	論文	
Genre	Journal Article	
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20210400-0023	

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

2020年 8 月28日掲載承認

三田商学研究 第64巻第1号 2021年4月

評価規約の規定要因

------米山学説 (3)-----

笠 井 昭 次

<要 約>

前2号で、米山学説の全体像を紹介したので、本号では、第1の論点である「事業資産」・「金融資産」分類に関する問題点の検討に入ろう。この点については、①この分類の成立可能性と、②この分類の役割に関する疑義とを俎上に載せなければならない。

まず①であるが、「事業資産」については、のれんの獲得というメルクマールだけで定義されているのに、「金融資産」については、のれんの獲得を目指さないというメルクマールに加えて、市場価格の変動の期待というメルクマールが加えられているのである。こうした定義のアンバランスは、理論的にみて問題がある。そのため、何らかの是正が講じられなければならないが、その結果は、この分類の成立可能性に疑問を提起するのである。

次に②であるが、米山学説では、「投資に寄せられた期待」が成果の捉え方を規定すると理解されている。この成果の捉え方の解釈いかんにもよるが、現行会計をもって、損益の原因を含む記録機構と考えるかぎり、「投資に寄せられた期待」(「事業資産」・「金融資産」分類)には、損益の性質を識別する役割も、予定されているはずなのである。しかし、もともと企業価値評価に由来している「事業資産」・「金融資産」分類に、はたして、損益計算上の損益を識別する能力など、あるのであろうか。そんな疑問が湧出するのである。

<キーワード>

「事業資産」・「金融資産」の定義に関する混乱,「事業資産」・「金融資産」の分別と評価規約・ 損益の性質との関係, 損益の性質を規定する要因

Ⅱ 「事業資産 |・「金融資産 | 分類に関する問題点

米山学説の全体像を、筆者は以上のように理解しているが、それに基づいて、次に、その批判的検討に移ろう。まず、「事業資産」・「金融資産」分類に関する問題点を取上げるが、そこでは、「事業資産」・「金融資産」の定義に関する混乱(分類枠組の成立可能性に関する疑問)、および「事業資産」・「金融資産」分類の役割に関する混乱(損益の識別可能性に関する疑問)が、重要な論点

になるので、そのそれぞれを、(1) および(2) で検討する。

なお、このうち後者については、「事業資産」・「金融資産」分類では、損益の質的相違が識別できない、という結論を予定しているが、この論点は、実は、(会計の忠実描写機能に関する)米山学説の別の主張にもかかわっている。しかも、その議論は、会計の基本的性格にも通底しているので、「事業資産」・「金融資産」分類と直接的な関連はないが、補論1において、取上げることとしたい。

(1)「事業資産」・「金融資産」の定義に関する混乱

(i) 分類のメルクマールの混乱

まず「事業資産」・「金融資産」という分類枠組の妥当性であるが、「事業資産」は、「のれんの獲得や実現を期待して行うもの」(米山 [2003] 2ページ)とあるように、もっぱらのれんの存在とのかかわりで定義されている。しかるに、「金融資産」に関しては、「のれんの獲得を目指さず、もっぱら市場価格の有利な変動を期待して行うもの」(米山 [2003] 2ページ)とあるように、そこでは、のれんの存否というメルクマールに加えて、時価差額にかかわる損益の獲得というメルクマール(つまりいわば損益の性質にかかわるメルクマール)も用いられているのである。このように、「事業資産」と「金融資産」とでは、そのメルクマールが明らかに異なっている。こうしたアンバランスは、同位レベルの諸概念の分類としては、けっして妥当ではなく、したがって、何らかの是正策が、講じられなければならないのではないだろうか。

その場合、「金融資産」については、のれんの有無(のれんの獲得を目指さないこと、つまりのれんが欠如していること)と損益の性質(時価差額の獲得)というふたつのメルクマールによって定義されているいじょう、「事業資産」に関しても、何らかの損益の獲得という属性を付与することが、とりあえず自然であろう。そこで、損益の性質に関しては、対立するメルクマールとして、ここでは、「時価差額という損益以外の損益の獲得」という概念を想定しておこう。そして、これを、「時価差額以外の損益の獲得」と表記することにする。

こうした概念を想定した場合、次のような分類図式が、描けるであろう。

	時価差額の獲得	時価差額以外の損益の獲得
のれんの存在	A	В
のれんの欠如	С	D

〈図表11〉

のれんの存否および損益の性質(時価差額の獲得,あるいはそれ以外の損益の獲得)というふたつのメルクマールを用いた場合、上記のような分類図式になると思われる。ただし、これは、単なるメルクマールの整理により、形式を整えたにすぎないのであるから、このように整理したからと言って、実質的にみて、「事業資産」・「金融資産」分類によって、現行会計が合理的に説明

されたかどうかは、不明である。その点に関して、結論的に言えば、この図式を想定しても、① その存在意義が不明な項目が生じてしまうこと、および②割引債の位置づけに疑念が残ることの 2点において、「事業資産」・「金融資産」分類は、理論的に成立し難いというのが筆者の考えである。そこで、この2点につき(ii)および(iii)で検討することとしたい。

(ii) 意義不明な項目の存在

のれんの存否という属性と、損益の性質という属性とのふたつをメルクマールとした場合には、上記のような 4 個のカテゴリー($A \cdot B \cdot C \cdot D$)が生ずると思われるが、そのことを前提にするかぎり、「金融資産」は C、そして「事業資産」は \dot{c} りあえず [A+B]ということになろう。

しかし、それでは、Dは、どのように位置づけたらよいのであろうか。こういうカテゴリーは、存在しないものと考えるべきなのであろうか。しかし、現行会計に存在しない勘定項目 D を導出してしまうようなメルクマールを用いて、現行会計に関する妥当な資産分類を形成することなど、そもそも可能なのであろうか。そこでは、その存在意義が不明な勘定項目 D を導出してしまうようなメルクマールが、現行会計に関する資産分類の形成にとり適切なのかどうか、ということが問われなければならないであろう。

そうした位置づけ不明の項目の存在を認めるかぎり、先にとりあえず「事業資産」に属するとみなしておいた [A+B] のAについても、疑念が湧いてくる。すなわち、のれんが存在するいじょう、おそらく、[割引現在価値=時価+のれん] といった関係式が想定できると思われるが、その場合には、損益の性質としては、割引現在価値差額としての損益の獲得ということが、まず想起されるのではないだろうか。この損益は、はたして、時価差額の獲得という損益の性質と調和するのであろうか。もし調和しないとすると、Aも、会計上の勘定科目としては存在しないということになるのであろうか。

もしそうだとすると、「事業資産」はBのみということになり、「事業資産」と「金融資産」という分類は、BとCの二項対立ということになってしまう。

このように、図表11において、Aおよび D が存在しないとなると、「投資に寄せられた期待」を類別するために、既に示唆したように、のれんの存否および損益の性質というメルクマールは、そもそも適切だったのかという疑問が湧出する。つまり、「金融資産」の定義にさいし、のれんの存否(のれんの獲得を目指さないこと)と損益の性質(時価差額の獲得)というふたつのメルクマールを提示した段階で、米山学説は、「投資に寄せられた期待」を明らかにするために、どうして、このふたつのメルクマールが必要とされるのか(このふたつのメルクマールがありさえすれば、本当に「投資に寄せられた期待」の内容が明らかになるのか)、さらには、このふたつのメルクマールが、どのような協力関係のもとに、「投資に寄せられた期待」の分別に役立っているのか、ということを明示しておかなければならなかったのではないだろうか。しかし、この点については、まったく説明されていないと言ってよいであろう。

いずれにしても、AあるいはDのような存在意義の不明な項目が発生してしまういじょう、のれんの存否および損益の性質というメルクマールによっては、「投資に寄せられた期待」は、適切に分別できないということになるのではないだろうか。

(iii) 割引債の位置づけの不明性

次に、割引債(満期保有目的有価証券)の位置づけを検討しておこう。米山学説では、割引債は、図表11のBに属することになるが、そのことに妥当性があるのであろうか。

売買目的有価証券と割引債とは、米山学説においては、当初から、「金融資産」と「事業資産」という別個の資産カテゴリーに属するとみなされ、その点に関するさしたる説明なしに、そのことをいわば自明の前提として、議論が展開されていると言ってよいであろう。つまり、配分資産・評価資産という分類に強く影響されており、そのかぎりにおいて、金融商品という概念は影が薄い、といった印象が拭えないのである。

そこで、ここでは、一度、金融商品には固有の独立的意義があるという認識に立ち戻り、その 視点から、米山学説における割引債の位置づけを再考することにしよう。その場合には、斎藤学 説にみられたように、のれんの欠如が金融商品一般の要件となり、したがって、売買目的有価証 券も割引債も、共にのれんが欠如しているということにより、金融商品という同一の資産カテゴ リーに属することになる。ここでは、このことを議論の出発点に据えることにしよう。

そのうえで、図表11のように、ふたつのメルクマールに基づく資産分類を想定したとしよう。その場合には、のれんの欠如と時価差額の損益とが組合わさった C という資産カテゴリーが成立するが、売買目的有価証券は、言うまでもなく、この C に帰属する。それでは、割引債は、どうなるのであろうか。のれんは欠如しているとしても、その損益は償却原価差額という損益の獲得であるから、時価差額以外の損益の獲得に他ならない。したがって、割引債は、C のカテゴリーから除外されなければならない。

しかし、そうだからと言って、割引債は、なぜ、のれんの存在する B に転属しなければならなかったのであろうか。のれんの欠如と(償却原価差額としての損益の獲得も、含まれているはずの)時価差額以外の損益の獲得とが結びついた D に転属させる道もあったのではないだろうか。

つまり、図表11を念頭におけば、Cから除外された割引債を収容すべき項目としては、一義的にBという方向しかなかったわけのものではなく、Dという選択肢も、あったのである。それを示せば、次のようになろう。

〈図表12〉 [割引債の帰属に関するふたつの選択肢]

	時価差額の獲得	時価差額以外の損益の獲得
のれんの存在	A	→ B
のれんの欠如	C	> D

このように、ふたつの選択肢があるとすれば、そのいずれが妥当であるのかについて、慎重な検討が、必要だったのではないだろうか。その点に関しては、一般的にも、金融資産にはのれんが欠如している(したがって、割引債にも、のれんが欠如している)とみなされているのではないだろうか。そのことを勘案すれば、むしろ、D に転属させたほうが、自然だっとも言えるのではないだろうか。それなのに、割引債をB に転属させたことは、のれんの存在する製品等と、のれんの欠如した割引債とを、強引に、のれんの存在する「事業資産」B というカテゴリーとして括ってしまった、という印象が拭えないのである。以上を図示すれば、次のようになろう。

〈図表13〉

[米山学説] - 製品等:のれんの<u>存在</u>+時価差額以外の損益の獲得 (売却損益の獲得) - 割引債等:のれんの欠如+時価差額以外の損益の獲得 : のれんの存在

(償却原価差額の獲得)

ただし、米山学説では、この点に関する説明が与えられていないので、はっきりしたことは分らない。しかし、以上の(ii) および(iii) での検討によれば、「事業資産」・「金融資産」という分類は、理論的に成立し難いのではないだろうか。

売買目的有価証券:のれんの欠如+時価差額の獲得 ——

(2)「事業資産 |・「金融資産 | 分類の役割に関する混乱

「斎藤学説

事業資産 -

金融資産

:のれんの存在

: のれんの欠如

「事業資産」・「金融資産」という分類枠組の成立にも、以上のように問題なしとしないが、次に、「事業資産」・「金融資産」分類が果たすべき役割の問題を取上げよう。この分類の理念的意義は、「投資に寄せられた期待」にかかわっているようである。そして、その「投資に寄せられた期待」というのは、現行会計においては、「業績評価(損益計算)の在り方」を規定するという役割を担っている、と米山学説はみなしているのである。したがって、「事業資産」・「金融資産」分類というのは、成果の捉え方を適切に導出できなければならないわけである。この点を、現行の会計実践を念頭において具体的に考えてみよう。現行の会計実践においては、資産・負債の増減のみならず、その増減のいわば原因としての損益の性質(売却損益・受取利息等)も、記録されている。このことからすれば、損益の質的相違を適切に識別するという役割、およびそれとのかかわりで適切な評価規約を規定するという役割を果たすことが、「事業資産」・「金融資産」

⁹⁾ この問題を議論するためには、割引債にのれんがあるのかないのか、ということの検討が必要である。しかし、割引債が、資本設備と同一のカテゴリーに帰属させられたのが、「事業資産」・「金融資産」分類の論理というより、配分・評価分類の影響のためであろうか、米山学説では、のれんの有無ということは、前面に出てこない。したがって、割引債にのれんがあることの根拠も明らかにされていないので、ここでは、これいじょう、取上げない。

分類には期待されているとみなされるべきなのではないだろうか(この点については、註3を参照されたい)。しかし、米山学説において、「事業資産」・「金融資産」分類は、本当に、そのような役割を遂行できるのであろうか。それが、ここでの検討課題である。

ところで、米山学説では、まず「事業資産」と「金融資産」という基本的分類が形成された後、前者の「事業資産」については、I (3) (ii - 2) 配分概念の 2 分化でふれたように、その会計処理の仕方に関して、償却性資産(資本設備)と満期保有目的有価証券(以下、割引債で代表させる)とに細分類されている。そこで、ここでは、まず「事業資産」と「金融資産」とを分別する論理、および償却性資産(資本設備)と満期保有目的有価証券(割引債)とを分別する論理を、それぞれ(i)および(ii)で検討し、そのいずれについても、会計上の損益の質的相違を識別する能力に欠けていることを明らかにする。

なお、米山学説においては、損益の質的相違を識別できないことの原因は、ひとり資産分類だけにあるのではない。事実の忠実描写についての考え方、および、それとのかかわりで、満期保有目的有価証券(割引債)の償却原価法に関して、米山学説では利息法と定額法とが代替的関係として認められているが、利息法と定額法とを代替的関係とみなしてしまうこうした理解にも、その一因があるのである。しかし、この点は、論点の所在が異なっているので、補論1において検討することとしたい。

(i)「事業資産」・「金融資産」の分別の論理と評価規約・損益の性質との関係

まず「事業資産」・「金融資産」の分別の論理と、会計上の評価規約および会計上の損益の性質との関係を検討することにしよう。「事業資産」・「金融資産」分類というのは、言うまでもなく、主としてのれんの有無をメルクマールとした分類である。ただし、米山学説は、こののれんの有無ということには、さして言及していないので、この分類の素性は、定かではない。しかし、斎藤学説ではかなり詳しく説明されているので、ここでは、当面、それに基づけば、事業資産・金融資産分類というのは、企業価値評価にさいして便宜な分類のようである。すなわち、企業価値評価は、企業が保有する資産(および負債)の割引現在価値の総和によって算出できるのであるが、事業資産と金融資産とでは、その割引現在価値の算出の仕方が、異なっているのである。すなわち、前者の事業資産については、のれんが存在するので、「割引現在価値=時価+のれん」と定式化できるのに対して、のれんの欠如している金融資産については、「割引現在価値=時価」と定式化できるのであるが、この相違により、事業資産と金融資産とには、次のようなふたつの相違が、識別できるようになる。まず第1は、損益の計上時期の遅速の相違である。すなわち、

¹⁰⁾ なお、米山学説で論じられているのは、正確には、配分資産の2分化であって、「事業資産」の2分化ではない。米山学説では、配分資産・評価資産分類に準拠している制度的規定に強く影響されているようなので、「事業資産」・「金融資産」分類については、多くは語られていない。

しかし,「事業資産」・「金融資産」分類と配分・評価分類とは、外延的には同一なので、内包的にも類縁性があるとみなせば、「事業資産」についても、償却性資産(資本設備)と満期保有目的有価証券(割引債)とに細分類されることになろう。ここでは、そのように考えて、配分資産の2分化についての米山学説の考え方を、「事業資産」にそのまま援用している。

のれんというのは単なる期待値に他ならないが、そうした予測値を含む事業資産は、その損益計算にしても、現実のキャッシュフローが入るのを待って損益を計上しなければならないので、損益の計上時期は、いわゆる実現時まで延引される。それに対して、のれんの欠如した金融資産については、キャッシュフローの入りを待つことなく、変動する時価の差額を、時価の変動時に(つまり、キャッシュフローの入りより早期に)損益として計上できるのである。そして第2は、のれんの有無に基づく損益額の正常性にかかわる分別表示の相違である。すなわち、のれんのある事業資産の場合には、のれんにかかわる超過利益と利子率にかかわる正常利益とが区分できるが、のれんの欠如した金融資産の場合には、のれんにかかわる超過利益は存在しないので、正常利益と超過利益との区別は、不可能になるのである。

しかし、このふたつの相違は、損益の質的相違を意味するものではない。単に、損益の計上時期の遅速といういわば量的相違、あるいは正常利益と超過利益との区分可能性の相違を表示するものにしかすぎず、その損益が、どのような経済活動によってもたらされたのか、という損益の性質を区別するものではあり得ない。

「事業資産」・「金融資産」分類にしても、のれんの有無を主たるメルクマールとしているいじょう。損益の質的相違を識別することは、基本的には不可能なのではないだろうか。

以下においては、こうした視点のもとに、各資産ごとに、もう少し詳しく検討することにしよう。

(i-1)「事業資産」に関する評価規約・損益の性質

まず「事業資産」に属するのは、機械・製品および割引債であるが、これについては、次の2点が問題になる。すなわち、まず第1に、投資に寄せられた期待がのれんの獲得にあると、どうして、一方の機械・製品は取得原価で、他方の割引債は償却原価で評価されなければならないのであろうか。のれんの獲得を期待しているのであれば、当該資産について、[割引現在価値=時価+主観のれん]という関係式が、成立すると理解されている。したがって、会計の計算目的が企業価値評価あるいは企業価値差額としての損益計算にあるのなら、資産は、割引現在価値で評価されなければならないのであろうから、「事業資産」を時価で評価することには、問題があるということになろう。

しかし、そのことから、どうして、(企業価値評価とは直接的にはかかわりのない)会計上の損益計算において、時価評価が否定されるのであろうか。そして、機械・製品の評価原則として取得原価が、他方の割引債の評価原則として償却原価が、採用されなければならないのであろうか。会計の計算目的は、米山学説においても、けっして、企業価値評価あるいは企業価値差額としての損益計算ではなく、いわゆる純利益算出にあるとみなされているはずなのである。そうであれば、機械・製品および割引債にはのれんがあるが(割引債には、のれんがあるかどうかに問題はあるが、それは当面度外視して、仮にのれんがあるとしても)、しかし、のれんがあるというその事実から、(直接的には企業価値評価とはかかわりのない)会計における損益計算上の評価原則として、取得原価あるいは償却原価が、論理的に演繹できるのか、ということが問われなければならない。それにもかかわらず、その論証が米山理論においてなされているとは思われないのである。

第2に、投資に寄せられた期待がのれんの獲得にあると、どうして、機械・製品に関しては売却損益が、割引債に関しては受取利息が生ずるのであろうか。もしその損益を売却損益あるいは受取利息とよぶとしたら、その根拠が、基礎概念(資産カテゴリー、ひいてはその資産カテゴリーを有意味たらしめる資産分類)に存在していなければならないのではないだろうか。つまり、その損益の性質が売却損益あるいは受取利息であることが、その基礎概念(資産カテゴリー、ひいては資産分類)から演繹されなければならないように筆者には思われるのである。

例えば伝統的な取得原価主義会計論において、製品・商品等の損益が売却損益とよばれたのは、それらの資産が、(貨幣資産・費用性資産分類のもとにおける)費用性資産に属していると規定されていたからであると筆者は考えている。もっとも、一口に貨幣資産・費用性資産分類と言っても、いろいろの素性のものがあり得ようが、もっとも説得力があったのは、価値生産活動にかかわる [G-W-G'] に準拠したものであろう。この [G-W-G'] に準拠しているかぎり、その費用性資産(W)は、市場において販売することを目的として生産されることになるので、その損益は、売却損益という交換的損益として特質づけることができたのである。

このように、製品・商品等の損益を売却損益と明確に規定できるような基礎概念(費用性資産概念の措定,ひいては貨幣資産・費用性資産分類の形成)を、その概念体系に含んでいる取得原価主義会計論は、そのかぎりでは、優れた理論体系であったと言ってよいであろう。

その点、米山学説は、どうであろうか。結論的には、製品・商品の損益を、売却損益あるいは受取利息として特質づける論理を具えていないと筆者は考えている。すなわち、[投資に寄せられた期待] にかかわる基礎概念(資産カテゴリー、さらには資産分類)より演繹できる製品・商品の特質は、のれんがあるということだけであろう。そして、そののれんがあるということは、順調に推移すれば、正常利益(正常リターン)額のみならず、のれん額に相当する超過利益(超過リターン)額も獲得できるということに他ならない。そこでは、正常利益(正常リターン)額と超過利益(超過リターン)額とを識別できる論理しか具えていないのである。そのことを逆に言えば、その損益が売却損益であるということを識別する論理は、内包していないということであろう。

割引債の受取利息についても、同じことが言えよう。すなわち、米山学説においては、「事業資産」(配分資産)が資本設備ないし償却性資産(機械・製品)と割引債とに2分化され、割引債の具体的な処理が論じられるに至った段階で、割引債の損益を指すものとして利息収益なる用語が、いわば突然、飛び出してきたのであるが、その利息収益(受取利息)という用語は、上述のように、けっして、米山学説の概念体系から論理的に演繹されたものではない。そのかぎりでは、割引債には利息が付くものだ、という今日通用のいわば一般常識に依拠している、ということになるのではないだろうか。

理論体系というのは、もっとリジッドなもの(もっと窮屈なもの)でなければならず、取得原価主義会計論における売却損益と価値生産活動にかかわるものとしての費用性資産との関係にみられるように、損益の性質を導出できるような基礎概念(資産カテゴリー、ひいては資産分類)を含んでいなければならないのではないだろうか。

そうした意味において、機械・製品および割引債に関する、損益の性質およびそれとのかかわりで評価規約についても、米山学説では合理的に説明されているとは言い難い、というのが筆者の結論である。

(i-2)「金融資産」に関する損益の性質

次に、「金融資産」に属する売買目的有価証券であるが、これについても、ほぼ同じ疑問が湧出する。もっとも、その時価評価という評価規約については、「金融資産」の定義に含まれているのであるから、当面不問に付すとしても、問題は、売買目的有価証券の損益の性質である。すなわち、時価差額として算出される売買目的有価証券の損益は、周知のように、保有損益とよばれているが、この保有損益が、どのような性質の損益なのか、という点についても明らかにされているとは言い難い。つまり、のれんがないということは、市場における時価差額以上の損益は得られないということを意味するにすぎないのであるから、のれんの欠如から言えることは、のれん額に相当する超過利益(超過リターン)額は得られない、ということだけである。「のれんの欠如」という概念から言えるのは、そこまでであり、それを越えて、損益の性質までは規定できないのではないだろうか。

さらに、売買目的有価証券を現実に手放したさいには、一般的には、売却損益が生ずるとみなされているが、この点についても、問題なしとしない。すなわち、売買目的有価証券については、保有損益と売却損益とが共に生ずるとみなされているのであるが、理論的にみて、そんなことが、あり得るのであろうか。そうした疑問を勘案すると、実は、売買目的有価証券において生ずるとみなされている損益の本質は、これまでのところ、解明されていないのである。

売買目的有価証券の保有損益および売却損益の本質に関する以上のような疑問は,(のれんの獲得の有無を中軸とした)「のれんの獲得を目指さず,時価変動差額の獲得を期待するもの」という「金融資産」の定義によっては、合理的に説明できない,というのが筆者の結論である。

「事業資産」・「金融資産」分類は、「投資に寄せられた期待」にかかわっているいじょう、「業績評価(損益計算)の在り方」を適切に規定するという役割(説明理論の視点からすれば、損益の質的相違を識別するという役割)を担っているべきはずなのである。しかし、以上の検討によれば、のれんの有無を主要なメルクマールにした「事業資産」・「金融資産」分類では、そうした役割を果たし得ないというのが筆者の結論である。

¹¹⁾ 売買目的有価証券に関しては、一般に、実際にいわゆる売却が行われたさいに、売却損益が生ずるとみなされている。しかし、その場合にも、期首からいわゆる売却時まで保有していたいじょう、まず保有損益が生じると考えなければならない、というのが筆者の理解である。したがって、まず、いわゆる売却時点の時価まで評価替えされることになるので、いわゆる売却にさいしては、その時点の時価で評価替えされた売買目的有価証券と、それと同額のキャッシュとの等価交換になる。そのように考えれば、交換的損益としての売却損益は生じないことになる。つまり、売買目的有価証券については、売却損益は生ぜず、時間の経過に伴う時価差額の獲得にかかわる時間的損益としての保有損益しか生じないのである。

こうした見方の詳細については、笠井「2005]第9章を参照されたい。

(ji) 資本設備・割引債の分別の論理と損益の性質との関係

「事業資産」は、米山学説では、資本設備(償却性資産)と満期保有目的有価証券(割引債)とに2分化されているが、その両カテゴリーは、それが「事業資産」の下位区分であるいじょう、「事業資産」・「金融資産」に課せられている役割、つまり、損益の性質を識別しなくてはならないはずである。すなわち、2分化するための論理によって、資本設備および割引債にはどのような特質が与えられ、そして、その結果として、どのような損益が生じたのであろうか。「事業資産」を資本設備と割引債とに下位区分するとしたら、説明理論としては、そうした道筋を合理的に描いておかなければならないのではないだろうか。こうした発想に基づいて、ここでは、その2分化の論理によって、はたして損益の質的相違が識別できるかどうか、という点を穿鑿することとしたい。

そこで、まず(ii-1)において、2分化された資本設備および割引債の特質を明らかにし、次いで、その特質からどのような損益が算出されたのかを考えてみよう。もっとも、そのことが、組織的体系的に語られているわけではないが、断片的にせよ、それらにかかわる概念が提起されてはいる。すなわち、損益の性質に関しては、「時の経過による損益」とか「収益と費用との対応による損益」といった概念が、また、それらを規定する資産の特質としては、将来キャッシュインフローの確実性の有無といった概念が、それである。しかし、米山学説には、損益の性質とそれを規定する資産の特質との関係といった問題意識があるのかどうか定かではなく、そのためであろうか、それらの諸概念がどのように関連しているのかは、必ずしも明らかではない。しかし、ここでは、そうした諸概念を手掛かりにして、筆者の推測も交えつつ、この問題を考えることにしたい。結論的には、米山学説においては、[将来期待されるキャッシュインフローが不確実な資産 ⇒ 収益と費用との対応による損益]および[将来期待されるキャッシュインフローが確実な資産 ⇒ 時の経過による損益]といったシェーマが想定されているのではないかと筆者は推測している。そこで、その問題点を(ii-2)で検討したうえで、(ii-3) において、損益の性質を規定する要因として筆者が妥当と考えている見方を提示することとしたい。

(ii-1) 資本設備・割引債の特質とその損益の性質

資本設備と割引債との相違点として、米山学説は、期待される成果の実現形態の相違、および営業努力が必要とされるタイミングの相違という2点を指摘している。このうち、前者については、計算方式の属性の側面にかかわらしめて、既にI(3)(ii)で紹介してある。しかし、具体的な会計処理に関しては、むしろ後者のほうが関連しているようであり、ここに、取上げなければならない。

米山学説によれば、資本設備と割引債との相違の本質は、営業努力の所在の相違に起因する将来キャッシュインフローの確実性の有無にあるということのようである。まず資本設備については、次のように説明されている(米山 [2003] 33ページ、傍点は笠井)。

まず資本設備についていうと、その利用から期待されるキャッシュフローは、保有者が一

貫して営業努力を費やさなければそもそも期待できない。そこから生み出されるキャッシュフローは、一貫して費やされる営業努力のいかんに大きく左右される。言い換えれば、資本設備の場合、利用を始める前はいうまでもなく、利用途上においてさえ、期待されたキャッシュフローがどれだけ現実のものへと転化するのかについては、大きな不確実性が残されている。

このように、米山学説によれば、資本設備に関しては、利用途上においても営業努力が必要なので、それが獲得できる将来キャッシュインフローが不確実性を帯びている、という点に特質があるのであるが、その点、割引債(金銭債権)は、次のように、大きく異なっていると言う(米山「2003]34ページ、傍点は笠井)。

これに対し金銭債権は、投資から期待されるキャッシュフローの大きさが原則として当初 の契約条件に依存しており、その範囲においては自律的な営業努力を費やさなくても実現が 見込まれる点で、償却性資産と異なる。金銭債権の保有から十分な成果を得るために必要な 営業努力は、主として良質な借り手を見出し、借り手の信用力について正確な判断を下す過程まで、つまり金銭貸借契約を締結するまでのプロセスに費やされる。それ以降は基本的に、 時の経過を待つだけで契約にもとづくキャッシュフローの獲得が見込まれるのである。

割引債(金銭債権)に関しては、このように、営業努力は、金銭貸借契約の締結時までに限定され、それ以降は、時の経過により(当初の契約条件に基づく)キャッシュフローの獲得が見込まれるところから、将来獲得できるキャッシュインフローには、確実性があるというのである。

資本設備および割引債に関するこうした将来獲得できるキャッシュインフローの確実性の有無 という特質の相違が、資本設備および割引債の会計処理に大きく影響するとみなされているが、 ここでは、損益の性質に与えた影響について纏めることにしたい。

まず割引債であるが、将来キャッシュインフローに確実性があるという割引債の特質が、割引債の損益の性質に与えた影響については、次のように説明されている(米山[2003] 34ページ、波線・一重下線および傍点は笠井)。

金銭債権から生み出されるキャッシュフローは、いったん金銭債権を創設してしまえば、時の経過を待つだけでほぼ自動的に獲得が期待できる。創設済みの金銭債権については、時の経過だけを留保条件として、将来キャッシュフローが事実上、既に現実のものへと転化している。いわば金銭貸借契約を締結するまでに費やした営業努力のため、融資を実行した時点においては、ほぼ確実に将来キャッシュフローの発生が見込まれるのである。

金銭債権がこのような特徴を有しているのであれば、期待どおりの成果が得られたかどうかを確かめる際、実際にキャッシュフローが回収できたかどうかに着目する必要はない。先

述のとおり、時さえ経過すれば予想通りのキャッシュフローが得られる状態に達している以上、期待の次元にとどまる成果が現実に転化したかどうかは、むしろ事実上唯一の留保条件となっている時の経過にてらして確かめるのがよい。

割引債における将来キャッシュインフローの確実性ということが、損益の性質に与えた影響としては、どうやら、割引債の損益は時の経過に従って認識される(波線部分)、ということが想定されているようである(なお、上記の引用文の一重下線部分によれば、金銭貸借契約締結時までの営業努力によって、将来のキャッシュフロー(受取利息)が発生したかのようにも読み取れる点にも留意すべきであるが、このことについては、(ii-3)で取上げる)。そこで、これを、ここでは、「時の経過による損益」とよんでおこう。

それでは、資本設備に関しては、将来キャッシュインフローの不確実性は、その損益の性質に対して、どのような影響を及ぼしているのであろうか。実は、その点については、営業努力が必要とされるタイミングの相違という、ここで取扱っている個所では、明確に述べられていない。しかし、期待される成果の実現形態の個所において、時の経過に従った損益の認識という割引債の損益の性質に対比的な、資本設備の損益の性質に関する特質が、かなり明確に述べられているので、ここでは、それを紹介しておこう(米山 [2003] 32ページ、一重下線・波線および傍点は笠井)。

資本設備については、その取得に要した<u>支出原価</u>、つまり<u>確定したキャッシュアウトフロー</u>をどう配分するのかが問われていた。資本設備の利用からは、製品の販売収入など、資本設備それ自体とは切り離された形でキャッシュインフローが生み出される。そのようなキャッシュラローの獲得に資本設備がどう貢献し、その物理的な用役がどう減少したのかに着目しながら配分計画を決めるのが、そこでの主たる検討課題となっていた。

この説明によれば、資本設備の損益計算については、費用=キャッシュアウトフロー(一重下線)と、収益=キャッシュインフロー(波線)とが切り離されて存在しており、そして、その収益に対応するように費用を決定する(傍点)、という形で遂行されているようである。つまり、「収益と費用との対応による損益」が算出されているわけである。

もっとも、この損益の性質と、キャッシュインフローの不確実性との関係については、格別に 説明されていない。しかし、この点が定まらないと議論が先に進まないので、次のように考えれ ば、両者には、論理的な繋がりがあるとも理解できることを勘案して、ここでは、両者には論理 的な繋がりがあるとみなしておこう。すなわち、「資本設備に関しては、将来キャッシュインフ ローが不確実なので、キャッシュインフローを資産評価には反映させず、したがって、資産評価 は取得原価に据え置いたままにしておく。そして、キャッシュインフローは資産評価とは切り離 して、別個に収益として計上する。そのうえで、キャッシュインフローが確実になった段階で、 そのキャッシュインフロー(収益)に対応するように費用(キャッシュアウトフロー)を決定する」、 というように理解するのである。そのように理解すれば、そのかぎりでは、この「収益と費用との対応による損益」は、資本設備の、将来キャッシュインフローの不確実性という概念から導出された、ということになるのではないだろうか。米山学説が明確にそのように主張しているわけではないが、先に述べたように、この点が定まらないと、議論を先に進められないので、ここでは、こうした仮説に依拠することにしよう。

このように考えれば、資本設備および割引債は、将来キャッシュインフローの確実性・不確実性という特質から、その損益の性質が規定されているということができよう。

以上を図示すれば、次のようになろう(CIF:キャッシュインフロー)。



損益の性質: 収益と費用との対応による損益 時の経過による損益

以上のように考えれば、米山学説では、将来キャッシュインフローの不確実性という資本設備の特質から、損益の性質として、「収益と費用との対応による損益」が導出されるし、他方、将来キャッシュインフローの確実性という割引債の特質からは、「時の経過による損益」という損益の性質が導出されるということになるのではないだろうか。

ここで、少し寄り道をして、損益の性質に関する「収益と費用との対応による損益」と「時の 経過による損益」という二項対立の意味内容につき、私見を交えながら、敷衍しておこう。

まず資本設備に関する「収益と費用との対応による損益」は、結局のところ、収益と費用との差額として損益が算出されるのであるが、その収益・費用というのはフローに他ならないので、「収益・費用差額(フロー差額)」としての損益」とも言えるであろう。他方、そこには、収益と費用という2個の損益計算要素が存在するのであるから、損益計算形態としては二面的損益計算形態ということになろう。製品・商品にかかわるいわゆる売却損益というのは、この「収益と費用との対応による損益」に相当するわけである。

それに対して、「時の経過による損益」というのは、時間の経過(或る時点から別の時点への推移)に伴い、当該資産のストック価値(評価額)に何らかの増減があり、その増減差額として損益が算出されるのであろうから、「2時点差額(ストック差額)としての損益」と言ってもよいであろう。他方、この場合には、同一資産についての2時点間の何らかの価値(評価額)変動差額が損益とされるいじょう、損益計算要素としては、利得(損失)という1個しか存在しないと思われるので、一面的損益計算形態となるわけである。(割引債の)受取利息あるいは(売買目的有価証券の)保有損益というのは、この「時の経過による損益」に相当するとみてよいであろう。

以上を纏めれば、次のようになろう。

〈図表15〉

「損益の性質に関する2カテゴリー」

「収益と費用との対応による損益」	「時の経過による損益」
収益・費用差額(フロー差額)としての損益 二面的損益計算形態	2 点差額(ストック差額)としての損益 一面的損益計算形態
売却損益	受取利息・保有損益

さて、本題に戻ると、米山学説では、要するに、一方、将来キャッシュインフローの不確実性という資本設備の特質から、その損益の性質として、「収益と費用との対応による損益」(二面的損益計算形態)を特定化できるし、他方、将来キャッシュインフローの確実性という割引債の特質から、その損益の性質として、「時の経過による損益」(一面的損益計算形態)を特定化できるとみなされているようである。

しかし、将来キャッシュインフローの不確実性か確実性かということから、本当に、「収益と費用との対応による損益」(二面的損益計算形態)か「時の経過による損益」(一面的損益計算形態)かという損益の性質を一義的に特定化できるのであろうか。筆者にはそんな疑問が湧出するのである。そこで、この点を(ii-2)で検討する。結論的には、将来キャッシュインフローの確実性の有無という概念によって、損益の性質を一義的に識別することは、不可能であると筆者は考えている。それでは、そもそも、損益の性質は、一体、どのような要因によって規定されるのであろうか。その点を理解することによって、確実性の有無により損益の性質を説明できるとみなしたことの問題点も、より明らかになるであろう。そこで、最後に、その点を、(ii-3)において若干検討することとしたい。

(ii-2) 将来キャッシュインフローの確実性の有無による,損益の性質の特定化の可能性

将来キャッシュインフローの確実性の有無から、損益の性質として、「収益と費用との対応による損益」(二面的損益計算形態)か「時の経過による損益」(一面的損益計算形態)かを一義的に導出することが、理論的に可能なのかどうか、それがここでの検討課題であるが、まず資本設備に関して、「将来キャッシュインフローの不確実性」という特質から、「収益と費用との対応による損益」(二面的損益計算形態)という損益の性質が特定化できるのか、という点を取上げよう。

この点に関しては、いわゆる売買目的有価証券を俎上に載せなければならない。売買目的有価証券の損益は、期末には、一般に、保有損益が生ずるとみなされているが、その保有損益というのは、期首時(あるいは購入時)と期末時との売却時価の変動差額に他ならないので、「時の経過による損益」であるし、かつ、保有損益という1個の損益計算要素しか存在しないので、一面的損益計算形態なのである。

しかしながら、言うまでもなく、売買目的有価証券に関する将来売却時価(将来キャッシュインフロー)は、不確実性のはずであるが、その将来キャッシュインフローが不確実であるという

売買目的有価証券の特質からは、このように、「時の経過による損益」という損益の性質(一面的損益計算形態という損益計算形態)が導出できるのである。

もっとも、売買目的有価証券の場合には、いわゆる売却にさいし、一般的には、売却損益が生ずるとみなされているが、そうした理解は、理論的に成立しないと筆者は考えている。すなわち、既に、註11でもふれたように、売却したと言っても、期首時からその売却時まで保有していたわけであるから、いわゆる売却時において、期首時の売却時価をいわゆる売却時の売却時価まで評価替えすることによって、まず保有損益を計上しなければならない。したがって、いわゆる売却時には、その時点の売却時価で評価されている売買目的有価証券と現金との等価交換になるので、売却損益が生ずる余地など、ないのである。かくして、売買目的有価証券の損益は、すべて保有損益(「時の経過による損益」)となるというのが筆者の考えである。

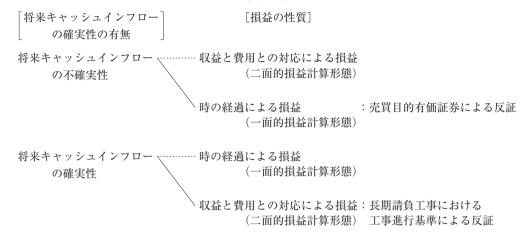
こうした理解によれば、将来売却時価(将来キャッシュインフロー)が不確実であっても、「時の経過による損益」(一面的損益計算形態)という損益の性質も、導出できるのである。そうした意味において、米山学説における「将来キャッシュインフローの不確実性」と「収益と費用との対応による損益」(二面的損益計算形態)との一義的結び付けは、理論的に否定されなければならないであろう。

次に、割引債に関する「将来キャッシュインフローの確実性」という特質から、「時の経過による損益」(一面的損益計算形態)という損益の性質を一義的に特定化できるのか、という点であるが、これについても、長期請負工事における工事進行基準の事例によって、反証されている、というのが筆者の考えである。この工事進行基準については、その処理方法として、未成工事勘定(棚卸資産に相当する勘定)を取得原価で評価しつつ、損益計算書では費用と収益とを両建表示する(つまり二面的損益計算形態をとる)両建法と、工事が進捗した部分に相当する利益額を、貸借対照表における未成工事勘定に付加しつつ、同時に損益計算書の工事利益勘定に一面的に計上する(つまり一面的損益計算形態をとる)加算法というふたつがあるが、理論的には両建法が妥当だと筆者は考えている。ここでは、そのことを前提にして議論を進めるが、その場合には、契約によって製造計画が定められると思われるので、将来キャッシュインフローには確実性があるが、しかし、損益の性質としては、「収益と費用との対応による損益」(二面的損益計算形態)になっているのである。そこでは、「将来キャッシュインフローの確実性」が、「収益と費用との対応による損益」(二面的損益計算形態)とも結び付いているわけである。そうであれば、「将来キャッシュインフローの確実性」と「時の経過による損益」(一面的損益計算形態)との一義的結び付けは、理論的に否定されなければならないであるう。

以上を纏めれば、次のようになろう。

¹²⁾ 工事進行基準に関する両建法と加算法との関係については、笠井[2005] 第6章1を参照されたい。

〈図表16〉



資本設備と割引債とが「事業資産」の下位区分であるいじょう、資本設備と割引債との分別にしても、「事業資産」・「金融資産」分類に課せられた損益の性質を識別できなくてはならない。しかし、上記の図表16によるかぎり、将来キャッシュインフローの確実性・不確実性という属性によっては、割引債および資本設備に関する損益の性質を特定化することは、できない。そうであれば、将来キャッシュインフローの確実性・不確実性に基づく資本設備と割引債との分別の論理は、「事業資産」・「金融資産」分類に課せられている、成果の捉え方を適切に導出するという役割、端的に言って、資産の損益の性質を識別するという役割を果たせないと言わざるを得ないことになろう。

もっとも、そのことは、(i)における議論を踏まえれば、当然の帰結と言ってもよいであろう。すなわち、のれんの有無を主たるメルクマールにして、資産を「事業資産」と「金融資産」とに分別したとすれば、のれんの存在する「事業資産」を細分類するにしても、のれんが期待値にしかすぎないとすれば、のれんの確実性の有無をメルクマールとすることは、ごく自然なことだったのであろう。しかしながら、(i)でみたように、そののれんの存否は、単に損益の計上時期の遅速を規定することしかできず、損益の質的相違を識別する能力を具えていないのであった。そうであれば、期待値としてののれんの確実性・不確実性というメルクマールにしても、損益の計上時期の遅速については影響し得るとしても、損益の質的相違を識別できないことは、きわめて当然のことなのである。そのかぎりで、将来キャッシュインフローに関する資本設備および割引債の不確実性および確実性という特質が、損益の性質を一義的に特定化できなかったことは、のれんの有無を主たるメルクマールとして「事業資産」と「金融資産」とを分別したことからの、いわば論理必然的な帰結と言ってよいであろう。

以上の検討結果によれば、将来キャッシュインフローの確実性・不確実性は、損益の性質を規 定する要因ではないということになる。したがって、こうした結論が得られれば、当面の課題は、 達成できたと言って差し支えないであろう。しかし、ここでは、さらに一歩を進めて、それでは、 損益の性質を規定する要因は一体何なのか、ということを考えてみることにしたい。そのことを、 次の(ii-3)において、先にふれた「契約時までの営業努力による損益の発生」という主張を 手掛かりにして、検討することとしたい。

(ii-3) 損益の性質(損益計算形態)を規定する要因

資本設備に関する「収益と費用との対応による損益」(二面的損益計算形態にあるものとしての売却損益)と、割引債に関する「時の経過による損益」(一面的損益計算形態にあるものとしての受取利息)という損益の質的相違は、一体、どのような要因によって規定されているのであろうか。米山学説においては、将来キャッシュインフローが不確実か確実かによって規定されると理解されているようであるが、(ii-2)での検討結果によれば、そうした見方は、理論的に成立しないというものであった。そこで、改めて、損益の性質は、どのような要因によって規定されているのか、ということが問われなければならなくなったのである。

ごく素朴に考えれば、損益というのは、企業の経済活動によって産出されると言ってよいであろう。したがって、損益の発生があるとしたら、そこには、何らかの経済活動(経済事象)が生じていなければならず、この経済活動の固有の特質が、発生する損益の性質を規定しているということになるのではないだろうか。

しかし、米山学説においては、「企業に生じた経済活動」といった概念には、至って疎遠のようである。もっとも、それに相応するものとしては、「営業努力」という用語が、頻出している。ただし、その営業努力という用語は、(ii-1)で述べたように、おおむね、将来キャッシュインフローの確実性の有無を規定する要因として用いられているようである。

しかし、損益の発生にかかわらしめて用いられているかに思われる事例も、ないではない。それは、(ii-1)でもふれた「いわば金銭貸借契約を締結するまでに費やした営業努力のため、融資を実行した時点においては、ほぼ確実に将来キャッシュウローの発生が見込まれるのである」(米山 [2003] 34ページ、傍点および一重下線は笠井)という主張である。そこでは、「金銭貸借契約を締結するまでに費やした営業努力」ということが、「将来キャッシュフローの発生」つまり「受取利息の発生」をもたらした、というようにも理解できないわけでもなさそうである。もっとも、これも、確実性(一重下線)を保証するための努力と言えないこともないが、しかし、損益の発生の原因にかかわっていることも否めないのである。そのため、最初にこの一文を読んださいには、「金銭貸借契約を締結するまでの営業努力」が、「将来キャッシュフローの発生」つまり「損益(受取利息)の発生」をもたらしたというのが、米山学説の主張なのかと筆者は思い込んでしまったものである。

しかしながら、もしそうだとすれば、何の営業努力もなしに金銭貸借契約を締結した場合には、 受取利息は生じないことになってしまう。

言うまでもなく、そんなことはあり得ないはずである。つまり、一方、いくらそうした営業努力を行なったとしても、現実に資金を相手に引渡して利用させないかぎり、受取利息は生じない。

他方, 損益獲得の条件を良くするための営業努力はまったくしなかったとしても, 現実に資金を 引渡して利用させるかぎり, 契約条項に基づく受取利息は, 生ずるはずなのである。そうであれ ば, 契約締結時までの営業努力というのは, 損益獲得の条件を良くするための努力ではあるにし ても, 損益を産むための努力とは異なっているのではないだろうか。そして, 損益を産むための 努力というのは, 現実に資金を相手に引渡して利用させる, という経済活動に他ならないのでは ないだろうか。

このように考えれば、「損益獲得の条件を良くするための努力」と「損益を産むための努力」とは異なっていると考えなければならない。そうであれば、「金銭貸借契約を締結するまでの営業努力」というのは、「損益獲得の条件を良くするための努力」ではあっても、「損益を産むための努力」ではないのではないだろうか。

したがって、「金銭貸借契約を締結するまでの営業努力」が、「損益(受取利息)の発生」をもたらしたという理解は、米山学説の本意に適うものではなさそうである。そうであれば、改めて、「金銭貸借契約を締結するまでの営業努力」とは異なる、「損益を産むための努力」とは何か、ということが問われなければならないわけである。

以上のように考えれば、「損益を産むための努力」を見定めないかぎり、割引債に生ずる損益の性質は、明らかにならないのではないだろうか。

その点、米山学説においては、「努力」ということが「営業努力」ということに限定されたこともあってか、「損益獲得の条件を良くするための努力」については、語られているにしても、「損益を産むための努力」ということは、ほとんど、論じられていないように思われるのである。しかし、上記のように、「損益を産むための努力」が、「損益獲得の条件を良くするための努力」とは異なっているとしたら、改めて、「損益を産むための努力」というものに注目しなければならないのではないだろうか。

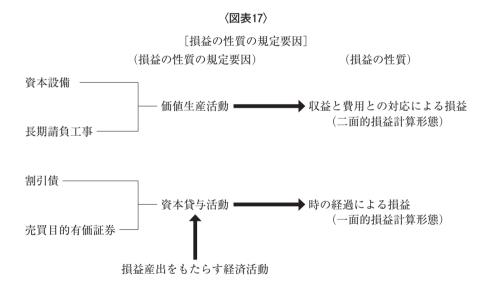
そうした視点から、「損益を産むための努力」を筆者なりに考えれば、割引債というのは、定利の獲得を企図して資本を貸与する(資本を第三者に利用させる)という経済活動であるのに対して、資本設備というのは、資本を自ら運用して価値生産活動を行なう経済活動ということになろう。つまり、いま製造業を念頭において企業の生成ということを考えれば、本来的には、自ら資本を運用して価値生産活動を営むものではあるにしても、他方で、不可避的に、企業間の資本の授受も生ずるので、資本貸与活動(金融活動)も営まざるを得ない。かくして、企業の損益産出活動としては、価値生産活動と資本貸与活動(金融活動)というふたつの経済活動が両輪となっているのである。この点の詳細は、別に論じなければならないが、ここでは、このふたつの損益産出活動の存在を念頭において、損益の性質の規定要因について、纏めておこう。

図表16においては、資本設備、長期請負工事、割引債、そして売買目的有価証券の4項目を取上げたが、このうち、資本設備および長期請負工事は、言うまでもなく、価値生産活動に属している。この価値生産活動というのは、付加価値の付された経済財を生産し、市場に提供する経済活動である。したがって、経済財の引渡しと対価との交換が不可欠であるが、その経済財には、

付加価値が付されているので、引渡された経済財の生産のために要した犠牲額と、(付加価値額を含む)成果額としての対価の額とは、異なっている。そこで、会計では、引渡された経済財は犠牲額(費用)の表示を、他方、対価は成果額(収益)の表示を分担することにしたのである。つまり、会計においては、価値生産活動に関しては、「収益と費用との対応計算による損益」という形式、あるいは「収益と費用との二面的損益計算形態」をとるのである。かくして、価値生産活動という概念からは、「収益と費用との対応計算による損益」(二面的損益計算形態)という損益が導出できるのである。

次に、割引債および売買目的有価証券は、資本貸与活動(金融活動)に属しているが、この資本貸与活動というのは、他企業に資本を一定期間だけ利用させることによる損益の獲得を企図する経済活動に他ならない。したがって、その損益は、「時の経過による損益」という性質を帯びているし、それが時の推移に伴う損益であるいじょう、当該資産の2時点の評価額の変動差額という1個の損益要素しか存在しないので、一面的損益計算形態をとることになるのである。かくして、資本貸与活動という概念からは、「時の経過による損益」(一面的損益計算形態)という損益が導出できるのである。

以上を纏めれば、次のようになる。



以上のように、企業の損益産出活動を、価値生産活動と資本貸与活動(金融活動)とに分別すれば、少なくともここで取上げた4個に関するかぎり、そのそれぞれの資産に関する損益の性質を規定する要因として、損益の性質を一義的に特定化できると言えそうである。

もちろん,価値生産活動と資本貸与活動という類別の妥当性については、別途検討されなくてはならないが、ここでは、いわゆる売買目的有価証券についてのみ、若干付言しておこう。この勘定項目は、売買目的有価証券と呼称されているだけに、一般的には、売却損益が生じると考え

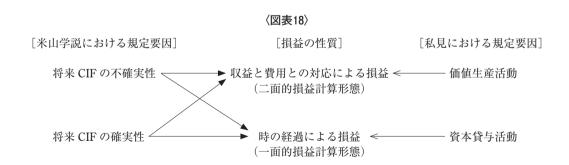
られており、したがって、資本貸与活動(金融活動)とは馴染まないとみなされているのではないだろうか。

しかしながら、本当に、そのように考えてしまってよいのであろうか。まず損益の性質についてであるが、人間労働力によって生産されたものではなく、したがって付加価値が付されることのない売買目的有価証券に、そもそも、売却損益など生じ得るのであろうか。この点については既にふれたところではあるが、売買目的有価証券のいわゆる売却時においては、期首時(購入時)からいわゆる売却時まで保有していたのであるから、まずもって保有損益が認識されてもしかるべきであろう。したがって、いわゆる売却時には売却損益は生じない、というのが筆者の考えである。つまり、売買目的有価証券の取得・保有は、時価差額という投機的損益の獲得を企図したものなのではないだろうか。

そして、その売買目的有価証券が資本貸与活動に属していることについても、異とするには当たらない。そのことは、新規発行の有価証券を取得したさいには、明らかであろう。しかし、それ以外の場合にも、当該有価証券を保有しているかぎり、有価証券の発行企業に対して、資本を貸与していることに、変わりはないはずなのである。その点では、満期保有目的有価証券と異なるところはない。つまり、売買目的有価証券と満期保有目的有価証券とは、資本を貸与する経済活動という点ではまったく同一なのであるが、その保有企図が、満期保有目的有価証券の場合には定利獲得にあるのに対して、売買目的有価証券の場合には時価差額という投機的損益の獲得にある。という点で相違しているにすぎない。

もっとも、資本貸与というと、一般的には、定利の獲得を目的とする貸付金などが想起されよう。しかしながら、資本貸与と言っても、その目的は一様ではなく、定利獲得の場合もあれば、時価差額という投機的損益の獲得の場合もある。したがって、売買目的有価証券が資本貸与活動に属していることには、何の問題もないのである。

以上のように、損益の性質の規定要因は、米山学説と私見とでは、大きく相違している。念の ため、それを一表化すれば、次のようになろう(CIF:キャッシュインフロー)。



私見のように、価値生産活動と資本貸与活動とに類別するかぎり、そのふたつの資産概念からは、その損益の固有の性質を一義的に特定化できる。しかるに、米山学説のように、将来キャッシュインフローの確実性と不確実性とに類別するかぎり、その分別されたカテゴリーから、損益

の性質を一義的に特定化できなくなってしまうのである。したがって、そこでは、「事業資産」・「金融資産」分類が果たすべき役割、つまり端的に言って、損益の質的相違を識別するという役割を遂行できない、という結論にならざるを得ないのである。

参考文献

- 笠井[2005]:笠井昭次著『現代会計論』慶應義塾大学出版会
- 笠井[2010a]:笠井昭次著『現代日本会計学説批判Ⅰ』慶應義塾大学出版会 笠井[2010b]:笠井昭次著『現代日本会計学説批判Ⅲ』慶應義塾大学出版会
- 笠井 [2011a]:笠井昭次稿「資産負債観の説明能力――特別修繕引当金(1)――」『三田商学研究』第54巻第2 号
- 笠井 [2011b]:笠井昭次稿「資産負債観の説明能力――特別修繕引当金 (2)――」『三田商学研究』第54巻第 4 号
- 笠井[2012]:笠井昭次稿「資産負債観の説明能力――資産除去債務 (1)――」『三田商学研究』第55巻第5号
- 笠井[2013a]:笠井昭次稿「資産負債観の説明能力――資産除去債務 (2)――」『三田商学研究』第55巻第6号
- 笠井 [2013b]: 笠井昭次稿「いわゆる金融資産の会計処理の再構成」『三田商学研究』第56巻第3号
- 笠井[2013c]: 笠井昭次稿「定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成 (1)――測定規約の統一性を求めて ――」『三田商学研究』第56巻第4号
- 笠井[2013d]: 笠井昭次稿「定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成 (2)——測定規約の統一性を求めて ——」『三田商学研究』第56巻第5号
- 笠井 [2018]: 笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義――意思決定有用性学説(1) ――」『三田商学研究』第61巻第5号
- 笠井[2019]: 笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義――斎藤学説(4)――」『三田商 学研究』第62巻第5号
- 笠井 [2020]: 笠井昭次稿「評価規約における収益費用観・資産負債観の意義――斎藤学説 (5)――」『三田商 学研究』第62巻第6号
- 斎藤 [1999]: 斎藤静樹著『企業会計とディスクロージャー』東京大学出版会 米山 [2003]: 米山正樹著『減損会計――配分と評価――(増補版)』森山書店